

No.	Doc.名	Doc.場所	質問事項	回答事項	回答者	回答日
1	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.66	各空港の拠点を含め、全体で必要となる下記の端末の台数をご教授頂けますでしょうか。 ・運用端末 ・セキュリティ端末 ・管制支援端末 ・システム端末 ・プリンタ もしくは各空港必要となる各端末/プリンタの最低台数をご教示いただければと思います。 ※別紙1 設置ハードウェア・ソフトウェア諸元表に記載の台数は「羽田空港」に配置されている端末/プリンタの台数と考えております。	要件定義書P.73に記載のとおり、システム要件を踏まえた最適な装置構成を検討のうえ、技術提案書でご提案ください。なお、現行システムにおける台数は以下の通りです。 ・運用端末 33台 ・管制支援端末 19台 ・システム監視端末 4台 ・セキュリティ端末 2台 ・プリンタ 10台	航空局運用課	1月16日
2	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.72	運用端末、システム監視端末、セキュリティ端末の情報はございますが、管制支援端末の情報が記載されておりません。 管制支援端末については、タッチ液晶が必要かと思いますが、その他の点で、他の端末との相違点はございますでしょうか。	要件定義書P.26に示す管制支援機能が動作する端末となります。	航空局運用課	1月16日
3	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.72	ディスプレイの項目において「フルHD(1920x1200)」との記載がありますが、フルHDの解像度は1920x1080となります。 WUXGA(1920x1200)の解像度をご希望でしょうか。	誤記です。 フルHDではなく、WUXGA(1920x1200)以上が要件となります。	航空局運用課	1月16日
4	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 別紙1 設置ハードウェア・ソフトウェア諸元表	p.14	<NWリプレイス対象エリアについて> 要件定義書の全体構成図と比較し、機器台数が不足しているようです。 改めて確認させていただきたいのですが、下記がスコープの認識で問題ないでしょうか。福岡/新千歳空港については対象外と考えてよろしいでしょうか。 ・東京・関西のサーバ設置エリア ・東京、関西の別エリア（サーバ設置エリアとは別の部屋、棟など） ・東京・関西以外の空港（成田、中部、大阪、鹿児島、那覇）	ハードウェア更新の対象は要件定義書P.72に示す通りです。新千歳、福岡は更新の対象外です。	航空局運用課	1月16日
5	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 指示事項書	p.5	<ラック調達について> 要件定義書の内容に則り、ラックを調達する想定であります。 しかし、指示事項書の設置要件には東京、関西空港のラック情報しかありませんでした。 NW機器を配置するラックの有無について確認させてください。 下記エリア/空港については新規ラック調達対象外（現行流用）の認識で良いでしょうか。 ・東京、関西の別エリア（サーバ設置エリアとは別の部屋、棟など） ・東京・関西以外の空港（成田、中部、大阪、福岡、鹿児島、那覇）	指示事項書P.5に記載のとおり、ラックは東京、関西が対象となります。	航空局運用課	1月16日
6	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 調達仕様書	P.5	導入するシステムのサーバー用のラック設置、新ラックの電源配線、拠点間LAN配線等の工事については、今回の提案範囲となりますでしょうか。 統合スポット管理システム更新工事実施設計、統合スポット管理システム更新工事の内容が上記に該当するでしょうか。	工事については別途発注のため、今回の提案範囲外です。	航空局運用課	1月16日
7	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	p75-80	<NW機器要件について> L2SW、L3SWのハードウェア要件については記載ましたが、ルータやFWについての詳細なハードウェア要件はありますでしょうか。	要件定義書P.73、74に示すハードウェア全般に係る基本要件、ハードウェアの共通要件をご確認ください。	航空局運用課	1月16日

No.	Doc.名	Doc.場所	質問事項	回答事項	回答者	回答日
8	別紙1 設置ハードウェア・ソフトウェア諸元表	ソフトウェア一覧	セキュリティ端末／管制支援端末／運用端末に「BPL-AGSymantec Ghost Solution Suite」が導入されていることを確認いたしました。このソフトウェアの利用目的は、端末交換時の環境複製に利用されていますでしょうか？異なる場合、利用目的を教えていただけないでしょうか？	バックアップ・リストア・トラブルシューティング等に使用されています。なお、本調達において、必ずしも同様のソフトウェアを使用する必要はございません。要件定義書P.81～84に示すソフトウェア構成に関する要件を満たす構成を検討の上、技術提案書でご提案ください。	航空局運用課	1月16日
9	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.47	(イ)基盤運用機能に関する事項 運用監視の通知方法ですが、メール等により通知は行っていますでしょうか？ 行っている場合、リプレース後も引き続き利用可能と考えていいでしょうか？	現行システムではメール等による通知は行っていません。	航空局運用課	1月16日
10	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.48	「日付単位及び時間単位で性能情報をグラフ表示できること。また、グラフのほか一覧表形式で表示できること」 一覧形式とはCSVも該当しますでしょうか。	一覧表形式で表示できることが要件となります。ファイル形式は問いません。	航空局運用課	1月16日
11	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.47	ネットワーク監視表示灯のメークを教えていただけないでしょうか？	要件を満たすのであれば既存メーカーに限らず技術提案書でご提案ください。	航空局運用課	1月16日
12	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.30	スポット管理機能 (j) SWIM サービス連携機能 について SWIMからユーザー情報等を取得するためのIF仕様（MASSの仕様）をご教示いただけますでしょうか。	調達仕様書12.4.に準じて閲覧可能です。	航空局運用課	1月16日
13	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P74, 77, 78	ストレージとの接続にFC16Gbps以上との記載がありますが iSCSI 25Gbps以上では不可でしょうか	調達仕様書P.1に記載のとおり、仮想化技術の活用を前提としていることからFC16Gbps以上としております。	航空局運用課	1月16日
14	統合スポット管理システム 更新機器一式の製造・性能向上及び調整 要件定義書	P.54	スロット・スポットリクエストサービス機能における画面について確認させてください。 スロット・スポットリクエストサービス機能の「日次機能」は、追加要件との記載がありますが、現状、この機能が稼働しているサーバーは、NW上、どこに存在するでしょうか。スロット・スポットリクエストサービス機能は、SWIMにて画面機能を提供する認識でインターネットへの公開が必要になると考えており、サーバーの配置場所について確認させていただきたいと考えております。 P.72の全体構成図において「リクエストサービスサーバー」の記載がありますが、もし、運用系のネットワーク内に存在するのであれば、 ・DMZ/外部公開セグメント（サブネット/VLAN/VPC等）の有無 ・インターネットからの到達経路（例：WAF→LB→公開サーバ、またはDMZのリバースプロキシ経由など）の有無 について確認させてください。	調達仕様書12.4.に定める資料閲覧にてご確認ください。	航空局運用課	1月16日

「統合スポット管理システム更新機器一式の製造・性能向上及び調整」の仕様書等に関する質問等

No.	該当する仕様書項番	質問等	ご回答
1	調達仕様書 4.4設計 (1) 基本的な要件 ウ 外部インターフェース仕様書の順守	<p>統合スポット管理システムと接続されるFACEシステムについて当該「(1) 基本的な要件」を踏まえ、プログラム改修を発生させてはいけないと理解しました。その観点において、以下の要件を実現するためには、「*スポット管理機能*～FACE2」回線、「*スポットアサインメントサービス*～FACE2」回線の2回線種別が必要であると想定していますが、相違ないでしょうか。</p> <p>【要件定義書の記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要件定義書2.1機能に関する事項「(2) (ア)スポット管理機能」に記載されている「スポット管理機能」と「スポットアサインメントサービス」の実現 ●要件定義書7.5ネットワーク環境 (4) 回線種別の【スポットアサインメントサービス】(東京 (事) 統合スポット (スポットアサインメントサービス)～FACE2: Cas.net、および、関西 (事) 統合スポット (スポットアサインメントサービス)～FACE2: Cas.net)の実現 <p>なお、要件定義書7.5ネットワーク環境 (4) 回線種別における【スポットアサインメントサービス】については、スポットアサインメントサービスのみを指示する記載ではなく、「スポット管理」、「スポットアサインメントサービス」の双方を指示する【スポット管理機能】と読み替える必要があると理解しましたが相違ないでしょうか。なお、相違ある場合は、「スポット管理機能」がFACE2と接続される回線種別について、お示しください。</p>	<p>ご質問のシステム構成及び各機能については、その実現方法を総合評価の評価項目としておりますので、要件定義書に示す要件を満たすシステム構成及び各機能の実現方法を技術提案書でご提案ください。</p> <p>要件定義書P84「7.5. (4)回線種別」には、本調達における機器更新及び機能追加に伴い、新たに必要と想定される回線種別について記載していますので参考にしてください。</p> <p>また、既存の回線種別については調達仕様書12.4に定める資料閲覧にてご確認ください。</p>
2	要件定義書 3.2システム方式に関する事項 (1) 本システム稼働環境の全体構成	<p>当該項目の「クラウド環境と航空局独自NWとの接続にあたってはプロトコル変換による通信の分断等十分なセキュリティ対策を講じること」という要件において、上記の質問との関連性を踏まえると、「*スポット管理機能*～FACE2」回線、「*スポットアサインメントサービス*～FACE2」回線の2回線種別に対して、個々に「通信の分断等十分なセキュリティ対策を講じる」必要があると理解しましたが相違ないでしょうか。</p> <p>また、その「通信の分断等十分なセキュリティ対策」については、FACE2側の改修を伴わない方式・インターフェースであることが必要であると理解しましたが相違ないでしょうか。</p>	<p>該当箇所の記載のとおり、クラウド環境と航空局独自NWとの接続する場合には十分なセキュリティ対策を求めております。</p> <p>ご質問をいただいた項目は、システム方式は総合評価の評価項目としておりますので、要件定義書に示す要件を満たすシステム構成を技術提案書でご提案ください。</p> <p>なお、他システムとの連携については、調達仕様書P13「4.4 ウ 外部インターフェース仕様書の順守」に記載のとおり、既存のシステム間インターフェース仕様書を順守することを求めています。</p>
3	要件定義書「図7.1-1全体構成図」	<p>既設のリクエストサービスサーバ（要件定義書「図7.1-1 全体構成図」参照）について、他の機器とは異なり、サーバのイメージが白抜きとなっていましたが、「リプレース対象」の枠内に記載されているため、更新する／更新しない、のいずれでもよいと理解しましたが、相違ないでしょうか。</p> <p>上記の理解で相違ないとして、スロット・スポットリクエストサービスに関する要件（要件定義書2.1(2)ア(ウ)）の実現方法は以下と理解しておりますが、問題ないでしょうか。</p> <p>①既設のリクエストサービスサーバを更新しない場合 既設に実装されている機能に対して、要件定義書2.1(2)ア(ウ)(a)～(e)に記載の追加改修を行う。</p> <p>②既設のリクエストサービスサーバを更新する場合 R06年度までに既設サーバに実装されたスロット・スポットリクエストサービスの機能を実装した上で（※）、要件定義書2.1(2)ア(ウ)(a)～(e)に記載の要件を実現する。</p> <p>※ 発着調整機能との連携、SWIMサービス（MASS）との連携を含むと理解していますが、仕様書から読み取ることが出来ませんでした。当該内容について、対象となる仕様書記載箇所を指示していただけるか、当該要件を入手する方法についてお示しください。</p>	<p>要件定義書P72に記載の通り図7.1-1は参考として参照いただくものです。</p> <p>ご質問をいただいた項目は、システム構成及び各機能については、その実現方法を総合評価の評価項目としておりますので、要件定義書に示す要件を満たすシステム構成及び各機能の実現方法を技術提案書でご提案ください。</p>
4	調達仕様書と指示事項書	調達仕様書記載の提出物一覧（表4.14-1 提出物一覧）と指示事項書の提出物（2、提出物）に相違がございます。現行システムでは指示事項書に記載されている提出物に基づき運用されているものと認識しており、現行運用の継続性を鑑み、今回の調達においても指示事項書の提出物を適用することで相違ないでしょうか。	<p>調達仕様書P20「4.14.成果物の範囲、納入期限等」に記載の通り、提出物は最低必要な物としての要を記載しています。</p> <p>今回の調達における提出物については、受注後にご提案のうえ、当局が承認する対応を予定しております。</p>
5	要件定義書 3.2 システム方式に関する事項	要件定義書の「3.2 システム方式に関する事項」に「ただし、本システムの運用特性や連携するシステムとの親和性を考慮し」と記載されておりますが、この記載の意図は、「クラウド方式」、「クラウド以外の方式」どちらにおいても、連携するシステムの改修を発生させない方式とすることが最も重用な要件であると理解しましたが相違ないでしょうか。	重要なか否かは、技術点における加点等により各項目に重みを付けておりますので、総合評価基準をご確認下さい。